

# 平成 30 年度 第 4 回天竜区協議会

## 次第

日時：平成 30 年 7 月 25 日（水）

午後 2 時 00 分から

会場：天竜区役所 21・22 会議室

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 区長あいさつ

### 4 議 事

#### (1) 諮問事項

財産譲与に伴う熊財産区の廃止について【資料 1】

#### (2) 協議事項

平成 30 年度浜松市市民活動表彰天竜区長賞について【資料 2】

#### (3) その他

地域課題について

### 5 その他

#### (1) 次回開催予定

日時 平成 30 年 8 月 29 日（水）午後 2 時

会場 天竜区役所 21・22 会議室

### 6 閉 会



# 【資料 1】

第 9 号様式

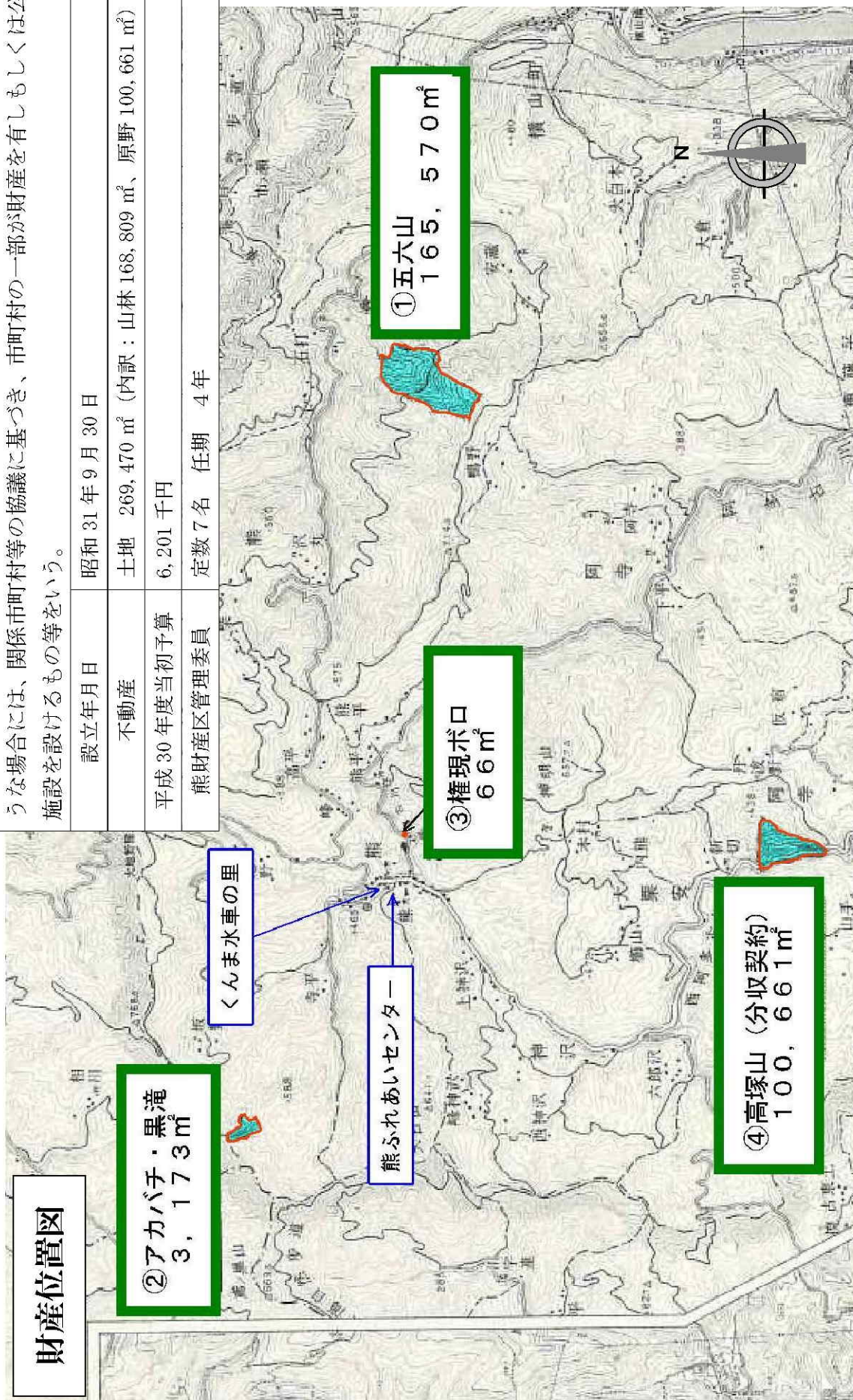
## 区 協 議 会

区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項
件 名	財産譲与に伴う熊財産区の廃止について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p><b>【背景】</b> 熊財産区は、昭和 31 年から財産区管理会（以下「管理会」）を設置して財産の管理、処分等を行ってきたが、全ての財産（森林・現金等）を地域団体に譲与することにより、地域活性化に活用したいとする管理会の意向が示された。</p> <p><b>【経緯】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 管理会は、財産の譲与先候補として、特定非営利活動法人夢未来くんま（以下「法人」）と協議を重ね、これを受け法人は、平成 30 年 5 月 30 日に開催した通常総会において、財産譲与を受けることを承認した。</li> <li>2 平成 30 年 6 月 7 日開催の熊地区自治会長・組長会議において、法人への財産譲与について同意が得られた。</li> </ol> <p><b>【法人を譲与先とした理由】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 熊地区のほぼすべての世帯が加入している組織であること。</li> <li>2 法人格があり、これまでの実績から、長期的、安定的な財産管理が可能であること。</li> <li>3 地域に精通している地元組織に委ねることにより、今まで以上に適切な森林の維持保全が可能となること。</li> <li>4 森林保全だけでなく、財産を活用した地域振興も可能となること。</li> </ol>
対象の区協議会	天竜区協議会
内 容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 法人に熊財産区の全ての財産を譲与し、平成 30 年 12 月末日をもって熊財産区を廃止する。</li> <li>2 浜松市熊財産区管理会の設置等に関する条例を廃止する。</li> <li>3 浜松市特別会計条例を一部改正する。</li> <li>4 熊財産区廃止に伴う平成 30 年度一般会計及び特別会計の清算にかかる予算の補正をする。</li> </ol>
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申を得たい時期：平成 30 年 8 月</li> <li>・今後の予定：平成 30 年 11 月議会に条例廃止(案)及び一部改正(案)、一般会計及び特別会計の補正予算(案)を提出</li> </ul>
担当課	アセットマネジメント推進課・天竜区区振興課

## 熊財産区の概要

【財産区とは】特別地方公共団体の1つ。市町村の廃置分合若しくは、境界変更の場合において、合併市町村の間に所有する財産などに不均衡があつて、合併の障害になるような場合には、関係市町村等の協議に基づき、市町村の一部が財産を有しもしくは公の施設を設けるもの等をいう。

設立年月日	昭和31年9月30日
不動産	土地 269,470 m <sup>2</sup> (内訳：山林 168,809 m <sup>2</sup> 、原野 100,661 m <sup>2</sup> )
平成30年度当初予算	6,201千円
熊財産区管理委員	定数7名 任期4年



## 【資料 2】

第 9 号様式

### 区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項
件 名	平成 30 年度浜松市市民活動表彰 天竜区長賞について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p><b>【趣旨】</b> 浜松市市民活動表彰要綱第 3 条により区長が推薦し、同要綱第 6 条により区行政推進会議で審査した団体について、天竜区協議会に意見を求める。</p> <p>平成 30 年度天竜区長賞候補団体 ・天竜ふるさとガイドの会</p> <p><b>【参考】</b> 平成 29 年度天竜区長賞表彰団体 ・みさくぼ野菜を育てる会</p>
対象の区協議会	天竜区協議会
内 容	<p><b>【推薦理由】</b> 天竜ふるさとガイドの会は、二俣地域のふるさとの魅力を PR し、地域の振興と活性化を図るため、年間 40 回にも及ぶボランティアガイドのほか、天竜地域の滝や溪流などの自然をめぐる散策会、小中学生を対象とした、故郷の魅力を知らってもらうための出前講座を企画、運営している。また、活動のメインであるツアーガイドとしての積極的な活動は、旅情報サイト「ぐるたび」観光ボランティア人気ランキング、全国 7 位、東海 2 位、県 1 位を獲得し、多くの観光客を呼び込んでおり、実績も高く評価できる。今後は天竜区全域の観光資源の発掘に努め、地域の歴史や自然をより多くの人に紹介していきたいとしており、これからの活動の展開にも期待できることから推薦する。</p>
備 考 (答申・協議結果を得 たい時期、今後の予定 など)	7 区の区長賞受賞団体から、市長賞受賞団体を決定する。
担当課	天竜区区振興課

## 浜松市市民活動表彰 候補団体推薦書

(ふりがな) 団体名	てんりゅう がいど かい 天竜ふるさとガイドの会	(ふりがな) 代表者氏名	会長 たき けんいち 瀧 謙乙
e-mail	tenryu_guide@yahoo.co.jp	電話番号	926-1556
		FAX 番号	同上
団体設立年月	平成14年4月	団体員数	16人
団体活動目的	旧天竜市内の観光地のほか、歴史、文化、自然等の紹介とガイドを行う。活動を通して地域内外の皆さんに郷土のことを知ってもらい、地域の振興と活性化に寄与する。		
これまでの主な活動実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域を巡る散策会</li> <li>・小中学生を対象とした出前講座</li> <li>・二俣城跡、鳥羽山城跡などの山城巡りツアーガイド</li> <li>・地域の歴史・文化を学ぶ講座の開催</li> </ul>		
P R し た い 活 動 実 績 の 概 要	活動名	自主事業としての散策会の実施	
	活動の期間	平成21年8月～	
	活動財源 該当するもの全てに○	行政からの補助金 ○ 団体会費 ○ 寄附 ○ 当該活動により得た収益 ○ ・その他 ( )	
	活動のきっかけ	ふるさとの魅力をPRし、地域の振興と活性化に寄与するため、依頼によるガイド活動だけではなく、自主事業として散策会を開始した。	
	内容	旧天竜市内の城跡や文化施設などのほか、石仏・涅槃図などを紹介したり、滝や溪流などの自然を楽しむことのできるスポットを巡る散策会を実施。年に数回実施し、県からの委託事業としても、県民の日、富士山の日を実施している。	
	成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・散策会はリピーターも増え、毎回ほぼ定員に達する。</li> <li>・毎年、2月15日の涅槃会に合わせて行う涅槃図めぐりには希望者が多く、定員超過となることもある。</li> <li>・「身近にこんないい所があるとは知らなかった。」などという感想が度々聞かれ、ふるさとのPRという目的を果たしている。</li> <li>・旅情報サイト「ぐるたび」観光ボランティア人気ランキング上位を獲得。全国7位、東海2位、県1位。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(平成30年7月1日現在)</p>	
	この活動について更に発展させたいこと	現在の自主事業は、二俣地区での開催が中心である。今後は、阿多古や熊地区、光明や竜川地区の観光資源の発掘にも努め、山間部における散策会の回数を増やすことによって、その地域の歴史や自然などを紹介して行きたい。	
	活動に協力した団体等	行政・企業・NPO・学校・市民・その他 ( ) 協力の内容	

# 空き家について考えましょう

空き家も、あなたの財産です。  
近隣に被害が及ぶと管理責任を問われます。



浜松市

## 空き家の現状

※報道等で行われている「空き家数」には、アパート・マンション等の「空き部屋数」が含まれています。

	年	住宅総数 (戸)	空き家数 (戸建て+集合住宅の空き部屋) (戸)	空き家 (戸建て) (戸)	空き家 率(%)	その他住宅 (戸建ての 放置空き家) (戸)	放置され、 腐朽がある 戸建ての 空き家(戸)
浜松市	H25	353,600	49,190	15,620	4.4	12,170	4,130
	H20	325,600	30,290	11,300	3.5	7,980	2,720
静岡県	H25	1,659,300	270,900	100,700	6.1	60,200	22,000
	H20	1,597,900	226,800	91,300	5.7	45,500	16,400
全国	H25	60,628,600	8,195,600	2,999,300	4.9	2,305,400	824,000
	H20	57,586,000	7,567,900	2,503,500	4.3	1,811,900	626,300

(出典)住宅・土地統計調査(総務省)

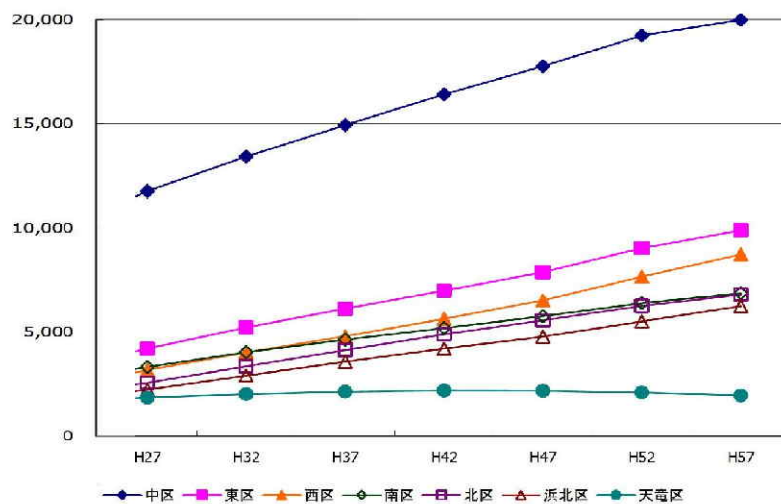
## 区別空き家数

区	住宅数(戸)	空き家数(戸) (戸建て+集合住宅 の空き部屋)	空き家率 (%)	目的のない 戸建て空き家数 (戸)	利用目的がなく、不 朽・破損のある戸 建て空き家数(戸)
中区	127,360	19,160	15.0	3,230	1,100
東区	54,210	5,700	10.5	1,070	330
西区	43,850	5,560	12.7	1,850	650
南区	41,160	5,410	13.1	1,060	360
北区	38,950	7,240	18.6	1,520	500
浜北区	33,430	2,820	8.4	1,060	330
天竜区	14,650	3,310	22.6	2,380	870

(出典)住宅・土地統計調査(総務省)

3

## 区別65歳以上の単独世帯の推移



出典:平成27年3月推計 浜松市の将来人口 4



## 空き家を放置すると

### ○建物は使わないと劣化が進みます

換気をしないと湿気がこもり、カビの発生や、木の腐食が進みます。  
瓦やトタン屋根が、剥がれ、落下や飛散によって周囲に被害を生じさせることもあります。

### ○ゴミなどの不法投棄の温床にも

雑草の繁茂などがひどくなると、ゴミなどの不法投棄を生み、悪臭などの発生を引き起こします。

### 【10年放置した空き家の例】



畳の劣化

シロアリ等の被害により、床下の根太が折れ、畳が陥没している。



床下の腐朽

湿気、カビ、シロアリ等の原因により床下が腐っている。



柱の傾斜

建物全体の傾きにより、扉、ドア、換気などが正常に閉まらなくなっている。

5

出典:国土交通省資料

平成26年

### 空家等対策の推進に関する特別措置法制定

- 第一義的には所有者等がその責任において適切に管理することを前提とする。
- 周囲に対し、著しく被害が生じたり、生じさせる可能性が高いと判断されると、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、行政による指導等が行われます。

6

## 「空家等対策の推進に関する特別措置法」における指導対象について

- ①「空いていること」ではなく、「**管理が不十分なこと**」が問題
- ②ひと口に「空き家」といっても、**多様なバリエーション**があり、周辺への**悪影響は多岐にわたる**



倒壊のおそれのある空き家



積雪により屋根が落下した空き家



密集市街地の空き家



雑草が繁茂した空き家



まだ使用できる空き家



共同住宅の空き家

7  
出典:国土交通省資料

## 特定空家に認定されると

### ○ 助言または指導が実施されます。

さらに、倒壊等の恐れが高い等、著しく危険な空き家で、改善がみられない場合には

- **勧告** (固定資産税等の住宅用地特例解除)
- **命令** (命令違反の場合は50万円以下の過料)
- **代執行** (家屋等の除却、費用請求)

が行われます。

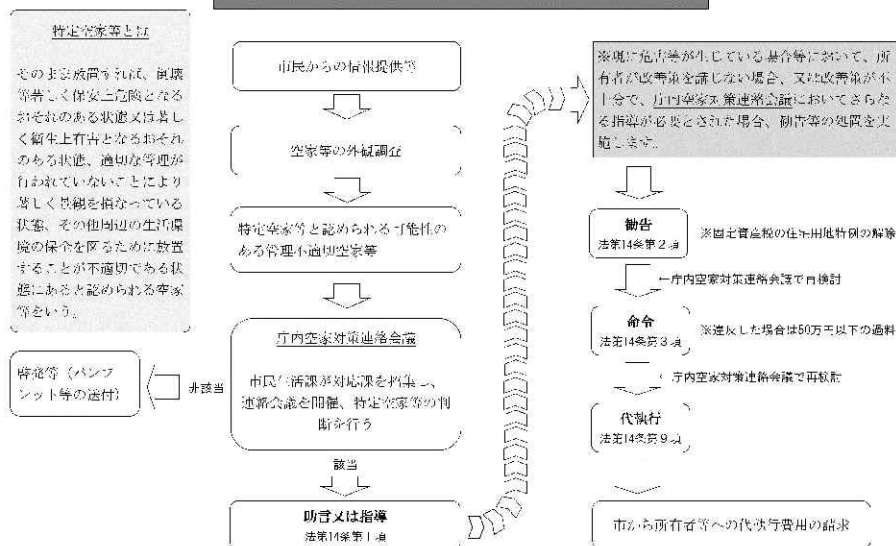
※勧告、命令、代執行は、すべての特定空家に対し行われるものではありません。

# 静岡県内の特定空家状況

平成30年3月31日現在の  
のべ件数

	助言又は 指 導	勧 告	命 令	代執行	略式代執行
浜 松 市	31	5	0	0	1
焼 津 市	12	1	0	0	0
牧之原市	10	0	0	0	0
小 山 町	7	7	0	0	0
計	60	13	5	0	0

## 放置されている空き家等に対する市の対応フロー



# 国道 152 号法面崩壊の現状と今後について

平成30年7月25日

天竜土木整備事務所

国道 152 号[天竜区龍山町瀬尻地内]の法面崩壊につきまして、現在の復旧工事の状況と今後について報告いたします。

## ◆ 現在の進捗状況（7月中旬現在）

崩壊した法面を抑えるための法枠の設置作業を行っています。



現在の現場状況（7月19日現在）

## ◆ 今後の予定について

作業人員を増員するなど復旧工事の進捗を図る様々な取組を実施し、安全性が確保され、仮設防護柵を設置した段階で片側交互通行での今秋（11月下旬目途）の通行再開を目指しています。（下記、工程表参照）

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
準備工	→						交通開放予定
法枠工	←	→					
アンカー工			→	→	→		
崩土除去					→	→	
防護柵工						→	

※上段黒色：計画工程、下段赤色：実施工程

## 災害復旧工事、う回路に対する質問についてお答えします。

Q：う回路の北側にある瀬尻橋で待っている時に大型車が通行するとゆれますが大丈夫ですか？

A：瀬尻橋については平成28年度に橋梁点検が行われており、異常は確認されていません。

橋がゆれるのは、ゆれることにより橋の一部にかかる力を分散させ、橋の部材に発生する損傷を防いでいるためです。

今後とも安心して通行いただけるよう確認作業等を行ってまいりますので、安全運転での通行をお願いします。

浜松市ホームページに情報を掲載しています。（毎週金曜日更新）

<http://www.city.hamamatsu/shizuoka.jp/>

## ■ 問い合わせ先

浜松市土木部天竜土木整備事務所 電話 053-926-1561